

(2) 対象となる老齢等年金給付

特別徴収の対象となる老齢等年金給付は、以下のとおり、令第40条に規定されている。

① 昭和60年改正後の各法（新法）による次の老齢等年金給付

- ア) 国民年金法による老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金（及び旧陸軍共済組合員等に対する老齢年金）
 - イ) 厚生年金保険法による障害厚生年金及び遺族厚生年金
 - ウ) 移行農林共済年金（平成13年厚生農林統合法附則第16条第4項に規定する移行農林共済年金をいう。）のうち障害共済年金及び遺族共済年金
- エ) 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「平成24年一元化法」という。）附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金及び遺族共済年金
- オ) 平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金
- カ) 平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金及び遺族共済年金
- キ) 平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金
- ク) 平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金及び遺族共済年金

② 昭和60年改正前の各法（旧法）による次の老齢等年金給付

- ア) 旧国民年金法による老齢年金、通算老齢年金及び障害年金
- イ) 旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、障害年金、遺族年金、寡婦年金及び通算遺族年金
- ウ) 旧船員保険法による老齢年金、通算老齢年金、障害年金及び遺族年金

- エ) 旧国家公務員等共済組合法等による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金
- オ) 移行農林年金（平成13年厚生農林統合法附則第16条第6項に規定する移行農林年金をいう。）のうち退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金
- カ) 旧私立学校教職員共済組合法による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金
- キ) 旧地方公務員等共済組合法等による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

特別徴収となる年金の範囲については、老齢退職年金のうち、制度的にすべての国民が共通に受給することとなる国民年金法による老齢基礎年金が対象とされ、また、老齢基礎年金が創設される以前の年金給付のうち、老齢基礎年金相当の部分を含むものであるとともに、受給者数も相当数に上るものについて、特別徴収の対象とされたものである。

また、障害年金及び遺族年金について、制度施行当初から公租公課禁止規定、差押え禁止規定は法律上特別徴収を禁ずるものではないと考えられていたが、これらの規定が設けられていること等の社会的影響等を勘案し、特別徴収の対象としなかった。

しかし、介護保険制度の施行から一定期間が経過し、特別徴収による保険料の徴収も定着していることから、被保険者の利便性や保険者の事務の効率性の観点から、これらの年金についても平成18年4月から特別徴収の対象としたものである。